

令和4年3月8日

八尾市議会議長

奥田 信宏 様

健康福祉環境常任委員長

大野 義信

健康福祉環境常任委員会 所管事務調査報告書

本委員会は去る令和3年6月18日の委員会において、所管事務調査事項を議決した。その後、調査テーマを「親なき後について」に決定し、調査を開始した。このたび、本テーマについて委員会として取りまとめを行ったため、最終報告を行う。

調査の概要については、下記のとおりである。

1 調査日

(1)健康福祉環境常任委員会

令和3年12月20日	執行部から現状等の説明、質疑
令和4年3月8日	報告書等の確認

(2)健康福祉環境常任委員協議会

令和3年6月18日	協議
令和3年6月28日	協議
令和3年9月14日	協議
令和3年12月10日	協議
令和4年2月21日から2月28日まで	書面にて協議
令和4年3月7日	協議

2 調査概要

(1)「親なき後について」

本市の親なき後に向けた取組については、令和3年度市政運営方針の重点取組として掲げられ、障がい者等の重度化・高齢化が進む中で、障がい者等が親なき後も安心して地域で生活ができるように支援を進めている。

主な取組として、住まいの確保や緊急時の受入れ体制の整備といったハード面と、相談体制や障がい福祉サービスの充実、成年後見制度等の利用促進といったソフト面の両面から取組を行っている。

本委員会では、保護者自身で世話ができなくなった場合、「子供はどのような生活をするのだろうか。」、「お金は問題なく足りるのだろうか。」、「体調を崩した際、誰が世話をするのだろうか。」等、保護者側が抱える不安に視点を置き、調査を行った。

調査を進めるに当たり、執行部から「障がい者支援における親なき後を見据えた支援」、「本市の障がい者の現状」、「保護者の想い」、「親なき後を見据えた支援に関する取組」、「今年度の主な取組」、「今後の取組」の6項目について、現状説明を受け、状況等の確認を行うとともに、課題を解決すべく委員間で協議を重ねた。

3 委員会として一致した意見

(1)「親なき後について」

ア 親なき後を見据えた準備について

保護者等が高齢になり、健康面、判断力の面で不安が出る等、家族による支援に終わりがくることを考えたとき、親なき後の暮らしをいかに支えていくのか、とりわけ、居住系や訪問系の障がい福祉サービスの支給決定を受けていない40歳以上の障がい者の生活支援については、家族支援があるうちから、親なき後を見据えた将来的な支援の見通しについて、検討を進めておく必要がある。

以上を踏まえ、保護者が親なき後の支援を考え、準備を進める契機となるように研修会等を開催することをはじめ、将来に向けた事前準備ができるよう、民間の支援団体との連携も含め、保護者が抱える悩みや課題を踏まえた支援の取組強化を求める。

イ 地域全体で障がい者の生活を支える体制の充実について

親なき後を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が必要とされており、本市においては、国が示す「地域生活支援拠点等の整備」の考え方を踏まえ、「基幹相談支援センター及び障害者総合福祉センターを中心とした面的整備」を基本とし、6つの整備方針のもと取り組んでいる。

今年度、モデル実施として市内2法人のグループホームにおいて、本市と契約した訪問看護ステーションの看護師によるグループホームへの訪問、利用者の状況把握、夜間等の医療的な助言・相談体制の構築を行い、健康管理体制の確保に向けた取組をスタートさせた。

グループホームからは、夜間等の支援の安心感につながった。また、訪問看護ステーションからは、地域のグループホームの利用者の現状を知ることができた。といった声があった。

以上を踏まえ、モデル実施の内容を全市展開するとともに、今後は、地域生活支援拠点等の整備方針に基づき更なる取組の充実を求める。

ウ 親なき後に関する情報提供について

本市は、心身障害者扶養共済制度をはじめ、各種制度・サービスについて、障害者手帳等の交付時を中心に説明を行っているが、障がい者等の保護者にとって、親なき後に関する不安や悩みは多岐にわたり、それぞれのニーズに応じたきめ細かな対応が必要とされている。また、悩みが漠然としている場合、どこから手を

つけるべきなのか、わからなくなりがちである。

以上を踏まえ、制度等の存在を知らないために活用の機会を逸してしまうというのを防止し、複数の選択肢から、必要な選択ができるよう、情報提供の取組を強化されたい。

エ 障がい者に利用しやすい権利擁護支援について

現在の成年後見制度は、統計的に見てもそのほとんどが認知症高齢者において利用されている状況が明らかとなっており、若年の障がい者では利用が進んでいないことが確認できる。

障がい者の場合は、その支援が長期にわたるため、本人の意向に沿った後見人の支援は可能か、後見人自身の高齢化により交代する場合に支援が途絶えてしまうのではないかという不安があることや、長期間の利用による報酬の負担が大きくなることへの様々な課題がある。

こうした障がい者の支援については、長期にわたる支援が求められるため、個人ではなく、持続性のある法人において後見人となることは選択肢の1つである。特に、大阪府で今年度からスタートした社会福祉法人による法人後見の制度については、地域における公益的な取組であり、後見活動等に要する全ての経費について社会福祉法人が負担するというメリットもある。そのため、本市の権利擁護支援の中核機関である八尾市社会福祉協議会権利擁護センター「ほっとネット」や社会福祉法人とも連携を図りながら、障がい者への活用が進むよう、制度の充実と周知、マッチングの推進に取り組まれない。

また、成年後見制度そのものが、本来、本人の意思を反映するのが困難な側面もあり、保護者にとっては利用のハードルが高い。そのため、成年後見制度以外の福祉型信託などを活用することも含め、本人の尊厳と自由及び生活面の支援に重点を置き、保護者が安心して利用できるような制度の研究や仕組みの構築を行い、持続可能な制度となるよう取り組まれない。